

第3章 未来を担い文化を育む人づくり

■ 第1節 学校教育の充実

1 幼児教育の充実	62
(1) 保育内容の充実	
(2) 「保護者と子の育ちの場」の機能強化	
(3) 特別支援教育の充実	
(4) 教育相談の充実	
(5) 幼稚園給食の実施検討と食育の推進	
(6) こども園（仮称）の検討	
(7) 施設の整備	
2 義務教育の充実	64
(1) 基礎学力の向上	
(2) 読書活動の推進	
(3) 情報教育の推進	
(4) 教育相談の充実	
(5) 人権学習の充実	
(6) 道徳教育の推進	
(7) 特別支援教育の推進	
(8) 学校施設整備計画の策定と実行	
(9) 学校給食の見直しと充実	
3 生きる力を育てるキャリア教育の推進	66
(1) キャリア教育の展開	
(2) 体験学習の推進	
(3) 多文化共生教育の推進	
(4) 進路指導の充実	
(5) 関係機関・保護者・地域等の連携	

■ 第2節 生涯学習の充実

1 生涯学習の推進	67
(1) 生涯学習体制の充実	
(2) 生涯学習事業の充実	
(3) 生涯学習施設の整備	
(4) 国際交流の推進	
2 青少年の健全な育成	69
(1) 良好的な環境の確保	
(2) 青少年健全育成事業の推進	
3 人権教育の推進	70
(1) 人権文化をすすめる市民運動の展開	
(2) 学習活動の推進	
(3) 指導者の育成	
(4) 教育集会所・隣保館活動の充実	
(5) 男女共同参画社会の形成	

第3章 未来を担い文化を育む人づくり

■ 第3節 歴史と地域文化の継承

1 歴史文化遺産の保全と活用	72
(1) 歴史文化遺産の再発見	
(2) 文化財の保存	
(3) 文化財を活用したまちづくり	
(4) 歴史資料館の活用と整備	
(5) 歴史的町並みの保存	
2 芸術文化活動の振興	75
(1) 地域文化の継承	
(2) 文化・芸術公演事業の実施	
(3) 地域文化の創造	

■ 第4節 スポーツ・レクリエーションの充実

1 スポーツ・レクリエーション環境の整備	76
(1) 既存施設の維持管理	
(2) 運動公園の整備	
2 スポーツ・レクリエーション活動の推進	77
(1) スポーツ・レクリエーションの普及推進	
(2) スポーツクラブ21の支援	
(3) 関係団体との連携	



1 幼児教育の充実

現状と課題

核家族化や少子化の進展によって、本市においても、市立幼稚園19園の園児数は、平成17年度には799人であったものが、平成23年度には542人まで減少しています。今後も園児数は減少すると考えられます。このような現状において、適正規模の集団の中で幼児教育を実践することが難しくなってきており、小規模園の運営や就学前の教育・保育を一体として捉えた新たな取組みの検討が課題となっています。

また、個人の価値観や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、思いやりの心や社会性を身に付ける機会が減少していると言われる中、幼児教育の役割が一層大きくなっているため、社会の変化に的確に対応できる教員の養成と教育内容の充実に取り組んでいます。

今後、就学前の教育として、「生きる力」の基礎を身に付け、心豊かでたくましい子どもたちを育成するとともに、子どもたちの安全と安心を確保するため、家庭や地域、関係機関との連携を一層深めながら環境整備を図る必要があります。

また、幼稚園給食の完全実施について検討するとともに、食育の推進を図っていく必要があります。

基本方針

園児数の減少に対応し、幼稚園の適正規模等を検討するとともに、子どもを取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、教育内容の充実と教員資質の向上を図り、施設・設備の整備を進めます。

また、教育と保育の一体化的な提供について、国の動向を踏まえて検討を進めます。

施策の展開

(1) 保育内容の充実

幼児教育の充実を図るために、2年保育未実施園について、その実施を進めます。小規模園等において、異年齢保育を実施し、適正な集団形成と異年齢児のふれあいによる教育効果の向上を図ります。

市立幼稚園合同絵画展、わくわくどきどき事業や海に学ぶ体験学習事業等における創作活動、体験活動などを通じて、園児の心身の調和がとれた発達を助長し、個性や能力の伸長を図ります。

また、教員の資質・専門性の向上により保育内容をさらに充実させます。

(2) 「保護者と子の育ちの場」の機能強化

子育て学習や食育指導を通して家庭での生活習慣を見直し、園生活を通して基本的な生活習慣の確立を図ります。また、未就園児に園開放日を設け、遊び場及び保護者同士の交流の場を提供します。

(3) 特別支援教育の充実

園児の障害の状況に応じて加配教員を配置し個別指導を行い、幼児期からの特別支援の充実を図ります。

(4) 教育相談の充実

特別な支援を必要とする幼児の保護者や子育ての悩みを抱えている保護者に対する教育相談を実施し、子育て支援体制の整備を図ります。

(5) 幼稚園給食の実施検討と食育の推進

学校給食の総合的な整備計画に併せて全幼稚園への給食の提供を検討します。

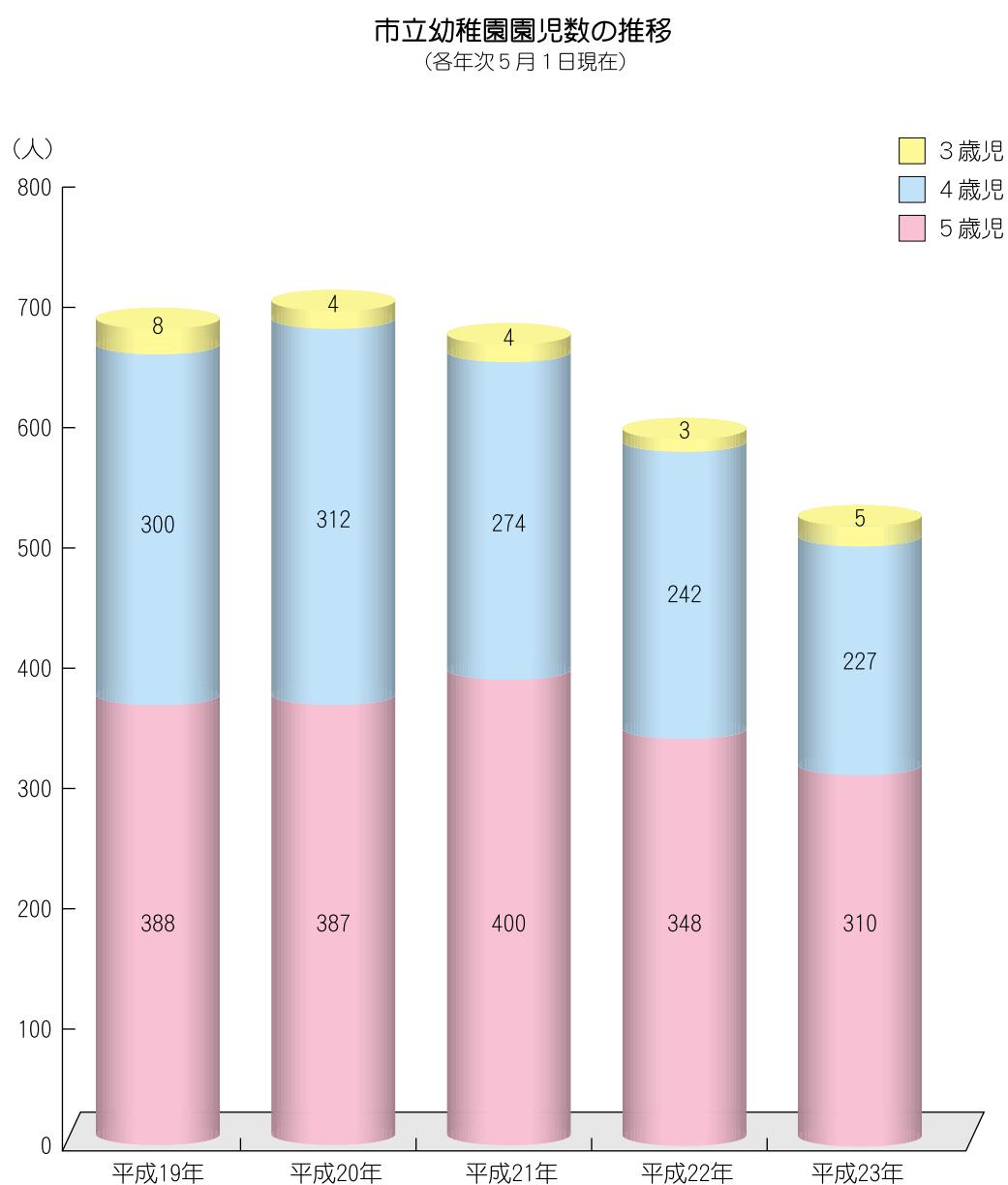
また、幼児期からの適正な食習慣を身に付けるとともに、食育の推進を図ります。

(6) こども園（仮称）の検討

本市の現状を踏まえながら、就学前児童に対し、保育と教育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場を提供し、地域における子育て支援を行う「こども園（仮称）」の導入に向けて検討します。

(7) 施設の整備

安全で安心な環境を確保するため、定期的な施設の点検や計画的な整備を行います。



2 義務教育の充実

現状と課題

文部科学省が平成19年度から実施している「全国学力・学習状況調査」の結果では、「全体としてはああむね良好」との結果を得ましたが、一部の教科・領域においてやや課題が見られました。今後は、学習形態の工夫やきめ細かな指導、教職員の資質の向上、指導方法の工夫改善を図ることが課題となっています。

また、本市の平成22年度の不登校児童生徒の出現率は、小学校が約0.3%であるのに対し、中学校は約2.7%と高く、児童生徒の心のケアを図る教育相談や、子育てで悩む保護者への支援体制の充実が求められています。いじめ問題についても、児童生徒一人ひとりを大切にする教職員の意識やささいな事象も見逃さず適切に対処することを通して、いじめを許さない学級づくり・学校づくりが求められています。加えて、近年、LD（学習障害）*・ADHD（注意欠陥／多動性障害）*・高機能自閉症*など、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かい教育を推進していくことが求められ、それに対応した指導や支援の必要があります。

施設については、地域住民が学校に入りする機会が増加する一方、校内での犯罪に対応するため、より安全で快適な教育環境の整備が求められています。また、情報技術の進展に対応した施設整備を計画的に実施する必要があります。

学校給食については、幼稚園給食の一部実施、自校方式給食、新宮・御津学校給食センター、民間業者への調理委託の現状を踏まえて、総合的に検討していく必要があります。

基本方針

児童生徒の実態に即したきめ細かな指導により、「自ら学び、自ら考える力」を育成します。

また、人権意識の向上を図るとともに、一人ひとりの発達段階に応じた支援・教育相談事業を推進し、学力の向上と豊かな心の育成を目指します。

さらに、安全で快適な学校環境の整備を推進するとともに、学校給食については、本質的なあり方を検討し、充実を図ります。

施策の展開

（1）基礎学力の向上

「全国学力・学習状況調査」により、児童生徒の基礎学力の定着や生活実態を把握し、課題を明らかにして、学校における指導体制や指導方法の工夫改善に活かします。

また、少人数指導や複数指導など、個に応じた学習システムの充実や「幼小中交流『確かな学力』育成事業」を通して基礎基本の定着と自ら学び考える力を育成します。

（2）読書活動の推進

読書離れが指摘される中、各種事業を通して、子どもたちの読書活動を推進するとともに、学校と公立図書館とがさらに連携を深め、子どもたちの読書への関心・意欲を高めます。



学校施設の耐震補強

(3) 情報教育の推進

児童生徒の学習補助や教職員の情報機器操作能力向上のため、情報教育指導補助員を配置します。

また、ICT（情報通信技術）を活用した教員の指導力向上及び情報モラル教育の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の向上を目指します。

(4) 教育相談の充実

各種教育相談を実施し、不登校・いじめ問題等に対応します。

また、適応教室やスペース「遊・友・悠」の充実、スクールカウンセラー^{*}の活用、関係機関が連携したサポートシステムを通じて、不登校児童生徒や問題を抱える児童生徒、保護者を支援します。

(5) 人権学習の充実

学校訪問指導、人権作品の募集、教職員研修を実施し、児童生徒の人権意識の確立や教職員の資質向上を図るとともに、「新しい部落史に学ぶ授業の創造」（人権教育の手引き編集委員会・たつの市民主化推進協議会編集）を指導の基本（部落史の検証、新たな視点や学習を進める上での留意点）として、人権尊重の学校文化の構築を目指します。

(6) 道徳教育の推進

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を具体的な生活に活かせるよう、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に努めるとともに、未来に向けて人生や社会を切りひらく実践的な力を育成します。

(7) 特別支援教育の推進

特別支援体制を整備し、特別支援教育^{*}コーディネータ研修会や啓発研修会の実施により、教職員の資質を高めるとともに、児童生徒への適切な支援を図ります。

(8) 学校施設整備計画の策定と実行

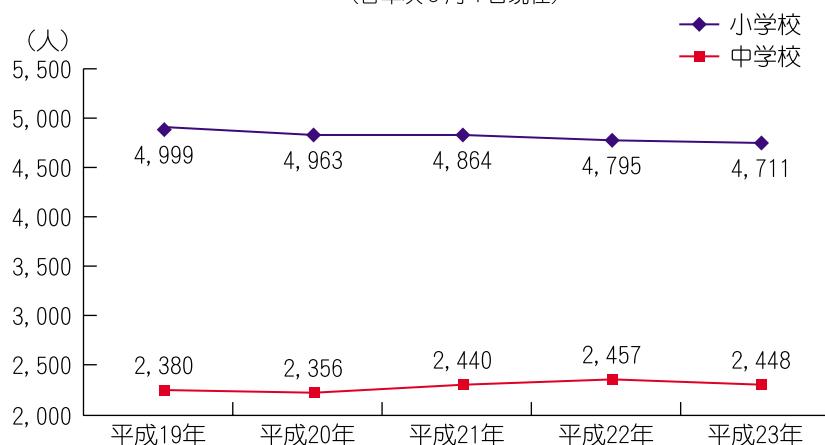
学校を取り巻く環境の変化を的確に捉え、安全で快適な学校環境の整備を推進するため、既設学校施設の耐震補強を進めるとともに、質的整備を促進します。

(9) 学校給食の見直しと充実

未来の日本人を考え、現代社会の現状と学校給食の目的に鑑み、地域に立脚した地産地消、地域の食材を活かした栄養の改善、さらに日常生活における食事への正しい理解を養うよう、本質的な給食のあり方を検討し、学校給食の充実を図ります。

小・中学校の児童生徒の推移

(各年次5月1日現在)



3 生きる力を育てるキャリア教育の推進

現状と課題

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的变化、雇用の多様化等は、子どもたちの将来の捉え方に大きな変化をもたらしています。

また、精神的・社会的自立が遅れる傾向にあり、「人間関係をうまく築くことができない」「自己肯定感を持つことができない」「自分で意思決定できない」といったことも指摘されています。その中で、児童生徒の発達段階から組織的・体系的に望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育を学校の教育課程の中で推進していく必要があります。

さらに、「総合的な学習の時間」に地域の自然・歴史・産業・文化等に詳しいボランティア等の協力を得て行う授業や、中学校2年生が地域の事業所で活動する「トライやる・ウィーク」、小学校3年生の「環境体験」や小学校5年生の「自然学校」など、地域や自然の中での様々な体験を通して、心身ともに調和のとれた健全な児童生徒の育成を図るために、保護者・地域や関係機関との連携を強化する必要があります。

基本方針

幼児・児童・生徒一人ひとりについて、その発達課題の達成を通して、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度・能力の育成を図り、望ましい職業観・勤労観を育成します。

また、本市の自然・歴史・文化・産業等をよく知り、親しみを持ち、自分たちの住んでいる「たつの市」に誇りが持てるような体験学習等を推進します。

施策の展開

(1) キャリア教育の展開

キャリア教育を学校の教育課程の中に位置付け、展開していきます。

また、資料・教材の開発や学習内容について、教員間の研修を深めます。

(2) 体験学習の推進

小学校4年生を対象にした「海に学ぶ体験学習事業」、小学校3・5年生を対象にした「小学校体験活動事業」、中学校2年生を対象にした「トライやる・ウィーク」を始め、「総合的な学習の時間」等を利用したボランティア体験・自然体験・社会体験活動を推進します。

(3) 多文化共生教育の推進

ALT（外国語指導助手）を配置し、児童生徒の語学力の向上や外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。

また、国際的視野に立って異文化を理解し、尊重する態度や共に生きていく態度を育成します。

(4) 進路指導の充実

高等学校の体験入学（「オープンハイスクール」等）への積極的な参加を促進し、生徒の個性や特性を活かし、目的を持った進路指導を行います。

(5) 関係機関・保護者・地域等の連携

保護者の学校教育への積極的な参画を促進し、地域の産業界等における人材やボランティア等の協力と参加を得て、豊かな体験活動を推進します。

また、兵庫県立大学や市内の高等学校、特別支援学校との交流・連携を図ります。

1 生涯学習の推進

現状と課題

公民館では、一生涯を通じて学び続ける場として、老人大学「赤とんぼ学園」、市民大学講座「成人教室」、「高齢者教室」の講座を始め、生涯学習講座や子どもを対象とした事業を実施しています。

図書館では約41万冊の蔵書を備え、乳幼児を対象とした子ども読書ふれあい事業を開催するほか、貴重本を活用した事業を展開し、読書への関心を高めるよう努めるとともに、レファレンスサービス*やインターネットによる予約、市内全域を巡回する移動図書館など、市民サービスの拡充に努めています。

家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭教育学級の運営に必要な補助を行っていますが、今後とも、子育てに関する学習機会や悩みを話し合える場の拡充を図る必要があります。



公民館の講座（あいあい塾）



公民館の講座（「おやけのまち」を知る会）

また、PTA諸事業を支援することにより、各単位PTAの活性化を図るとともに、PTCA*実践活動の発表機会を提供するなど、保護者・学校・地域相互の情報交換を促進し、組織の連帯意識を高めています。

さらに、社会教育の場で学んできた地域住民や幅広い分野の知識・経験を持った市民の参画による様々な学校支援活動を展開し、地域の教育力の活性化を図っています。

今後は、生涯学習教育への意識の高まりと社会の多様化などによる各種講座や教室への受講生のニーズに応えるとともに、PTAや子ども会など、社会教育関係団体の活性化を支援する必要があります。

経済を始めとしたグローバル化、雇用等における国際的な流動化が進んでいます。本市においても、外国人の増加に伴い、異なる文化や異なる価値観の存在を認め合う社会づくりとグローバルな視野を持った人材の育成が必要となっています。

基本方針

多様化する受講生のニーズや学習意識の高まりに対応するため、一生涯学び続けることができる学習体制の整備を図ります。

また、国際感覚の醸成と国際社会に対応できる人材の育成を目的とした国際交流を推進します。

施策の展開

（1）生涯学習体制の充実

高齢者、子ども、勤労者、子育て世代などの様々な市民がそれぞれの習熟度に応じて学ぶことができるよう、老人大学、成人教室などの学習内容の体系化に努めます。

(2) 生涯学習事業の充実

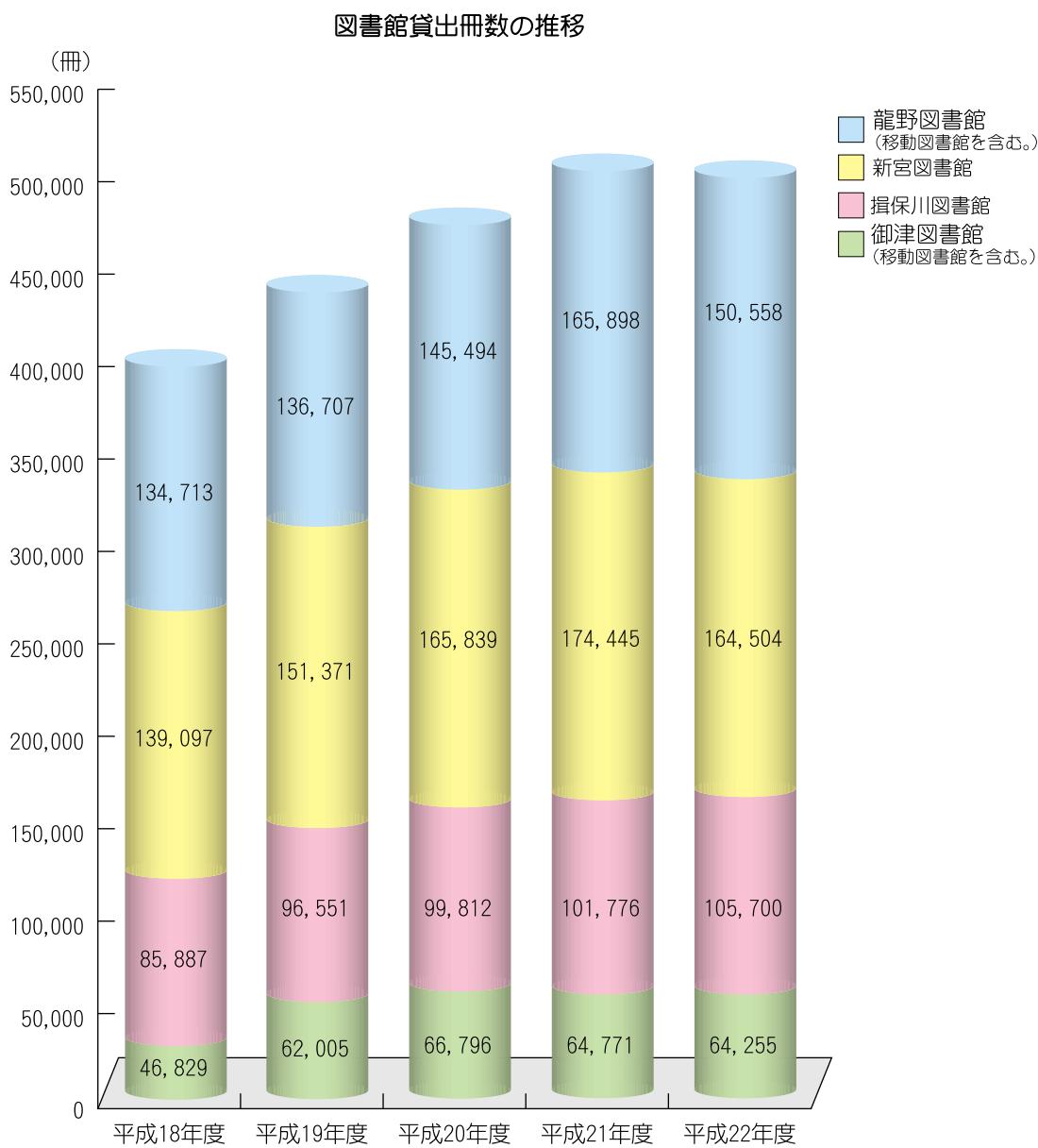
社会の多様化や学習要求の高度化に伴い、新しい知識や技術を身に付けることを望む市民の学習ニーズを的確に把握し、誰もが生涯学習事業に参加できる環境づくりを推進できるよう、公民館の講座などにおいて魅力あるプログラムの充実に努めます。

(3) 生涯学習施設の整備

市内の社会教育施設や各種施設の情報ネットワーク化を推進して情報提供を行い、各種講座や教室での、より高度で多様な学習プログラムの実施が可能になるよう、施設整備を推進します。

(4) 国際交流の推進

たつの市国際交流協会が実施する市内在住外国人との交流会や国際理解講演会、英会話教室等の国際交流事業を支援します。



2 青少年の健全な育成

現状と課題

青少年健全育成協議会による不審者対策や補導、パトロールなどの非行防止活動を実施し、地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいます。

また、子どもたちが自ら判断する能力や、他人と協調し思いやりの心を養えるよう、子どもが参加する事業を推進するとともに、連合子ども会やボーイスカウトなどの活動に対する支援を行い、自主的な自然体験や社会体験の機会を提供しています。

さらに、子どもたちの創造的な発想や理解力を養うため、こどもサイエンスひろばにおいて気軽に科学に触れ親しみの場を提供しています。

今後は、地域住民や学校、関係機関との連携を強化し、青少年を取り巻く環境の変化に即した施策が必要となってきています。

基本方針

地域・学校・家庭・職場などが連携を深め、青少年の健全な環境整備に努めるとともに、青少年が参加できる事業を推進し、市民と交流できる機会を提供することにより、青少年の健全育成に努めます。

施策の展開

(1) 良好な環境の確保

学校・地域・家庭・事業所等が連携を深め、青少年の成長に望ましい環境を確保するため、街頭での補導やパトロール活動を行うとともに、放課後児童健全育成事業の推進に努めます。

(2) 青少年健全育成事業の推進

子ども会などの青少年団体への支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促します。

また、次世代を担う子どもたちの創造的な発想や理解力を養うとともに、科学実験などを通じて若者指導者の養成に努めます。



青少年健全育成協議会による青色防犯パトロール

3 人権教育の推進

現状と課題

8月の人権啓発活動推進強調月間、12月の人権週間において、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが生活として定着している社会の実現を目指して教育・啓発活動を行い、市民の人権意識の高揚を図ってきました。市内では各種団体で組織されている「たつの市民民主化推進協議会」の自主的な啓発活動を通じて、各地域の特色を活かした取組みを推進してきました。

しかしながら、高齢化・情報化等の進展により、人権課題も多様化、複雑化し、一人ひとりの人権感覚を高め、身の回りの日常生活を人権の視点で振り返ることが重要な課題になっていきます。

そこで、それぞれのライフステージに合わせた研修の機会を提供し、同和問題を始めとする様々な人権課題に対する理解を深めるとともに、各地域での交流活動を通じて、人と人のつながり（絆）をさらに深めていく必要があります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かれ合い、その個性と能力を十分に發揮して協働する社会を実現するための施策を推進する必要があります。



人権文化をすすめる市民運動中央大会

基本方針

平成18年12月に市議会で議決された「人権尊重都市宣言^{*}」にうたわれている「たつの市において、人権意識の普及高揚を図り、人権尊重のまちづくりをめざして、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい、たつの市づくり」を合言葉に、「命と人権を大切にし、共生の心を育む」ことを重点課題とし、「自己実現」と「共に生きる社会」への展望のもと、同和問題を始め、あらゆる人権に関する課題の解消を目指します。そして、「人権施策推進指針」に基づき、すべての人の人権が尊重される明るく住みよい「たつの市」を築くため、「人づくり」「まちづくり」に努めます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開します。

施策の展開

(1) 人権文化をすすめる市民運動の展開

「人権文化をすすめる県民運動」と呼応し、8月を推進強調月間として、人権が尊重されるこころ豊かな社会の実現を目指し、市民の人権意識の高揚を図ります。

また、中央大会のみならず、実践発表会や人権を考える市民の集いを各地区で開催し、より多くの市民が参加できるよう機会を提供します。

(2) 学習活動の推進

学校・家庭・地域・職場における学習活動の効果を高めるため、地域教材や学習方法の研究・開発を行うとともに、それぞれのライフステージに合わせた研修の機会を提供し、人権意識を高め、日常生活の中に潜む様々な人権課題を見抜くことのできる市民の育成に努めます。

さらに、関係機関との連携を深めながら、人権感覚を磨き、行動につながるような講座や研修会を開催するとともに、地域住民の相互理解の促進と地域社会への参加を図るために、啓発活動を実施します。

(3) 指導者の育成

人権教育アシスタント・人権教育推進委員を委嘱して指導的力量を高め、地域全体への人権教育・啓発の充実や推進体制の確立を図ります。

(4) 教育集会所・隣保館活動の充実

地域社会全体の中で福祉の向上や人権教育・啓発のための市民交流や教育の場となるコミュニティセンターとして、交流・体験学習、相談活動や人権文化の創造を目指した各種事業の充実に努めます。

(5) 男女共同参画社会の形成

「たつの市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、情報誌の発行による啓発を始め、男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント*等の相談体制の確立など、総合的かつ計画的な取組みを推進します。



隣保館まつり



男女共同参画セミナー

1 歴史文化遺産の保全と活用

現状と課題

本市には、地域の個性豊かな歴史と文化を物語る文化財が多数存在し、そのうち指定文化財は、国指定9件・国登録2件・兵庫県指定18件・市指定64件となっています。また、古代から近世にわたる埋蔵文化財包蔵地一遺跡の数は1,706か所となっています。

これら文化財の保存と活用の取組みとして、発掘調査や詳細調査によって歴史的価値を明らかにしており、併せて、各種指定制度の活用等、文化財保護施策を展開しています。

ソフト事業では、文化財の周知広報として特別公開、見学会、講演会や考古学体験等、市民参加型の事業や出前授業などによって、多くの市民に文化財に対する普及啓蒙を行っています。

各資料館においては、地域や館の特性に沿った特別展や企画展、その他各種事業を展開するとともに、地域住民とともに独自の事業を実施しています。

今後は、時間的経過や開発に伴って貴重な文化財が散逸・滅失することのないよう、適切な保存を図るとともに、市民の文化財保護意識の高揚を促進する施策を展開することが必要です。

基本方針

本市の歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、海・山・川を擁する多様な地勢と豊かな歴史の育んだ地域文化を活かし、市内すべての歴史文化遺産について、より一層の保存と活用を図ります。

また、史跡整備による文化的空間の充実や市民との協働及び参加型事業の展開、資料館等の文化財保存施設の整備と展示の拡充、公有化した文化財を活かしたまちづくりに努めます。

施策の展開

(1) 歴史文化遺産の再発見

市域の豊かな自然と歴史を物語る多様な歴史文化遺産を調査し、市民とともに再発見に努め、文化財としての保存・活用の方向性を探ります。

(2) 文化財の保存

重要な歴史文化遺産の文化財指定を積極的に推進し、各種の文化財保護制度に基づいて保存に努め、整備しながら幅広い活用を目指します。

また、文化財情報の発信と顕彰に努め、市民とともに歴史文化遺産を守り育てていきます。

(3) 文化財を活用したまちづくり

文化財を地域資源と位置付け、これを活用した多様な事業やイベントによって、地域と行政が連携し、地域活性化や生涯学習等の場とともに、文化財ボランティア組織の立ち上げなどによって、市民とともに歴史のストックを活かしたまちづくりの諸事業を推進します。



国指定史跡「新宮宮内遺跡」

(4) 歴史資料館の活用と整備

市内に点在する多くの資料館を個性ある地域の資料館として見直しながら、魅力ある展示等の事業を実施します。

また、管理運営の効率化や設備の充実・改修などを検討し、創意工夫によって市民に親しまれる資料館を目指します。



龍野地区の町並み

(5) 歴史的町並みの保存

「龍野地区」「室津地区」の歴史的景観形成地区は、本市の歴史と文化の象徴であり、その保存と活用を通して地区の活性化を図るとともに、全市的な理解と協力のもと、伝統的建造物群保存地区の指定を目指します。



室津地区の町並み

指定文化財一覧（平成23年4月1日現在）

《国指定文化財》

種別	名 称	指定年月日	所 在 地
建造物	天満神社本殿	昭和38. 7. 1	新宮町宮内
建造物	永富家住宅	昭和42. 6. 15他	揖保川町新在家
建造物	賀茂神社	昭和49. 5. 21	御津町室津
絵画	神馬図額 元信筆	明治34. 8. 2	御津町室津
彫刻	木造毘沙門天立像	明治34. 8. 2	御津町室津
史跡	吉島古墳	昭和53. 5. 22	新宮町吉島
史跡	新宮宮内遺跡	昭和57. 6. 3	新宮町新宮・宮内
天然記念物	背崎ノ屏風岩	昭和6. 10. 21	神岡町大住寺・新宮町背崎
天然記念物	龍野のカタシボ竹林	昭和33. 5. 15	龍野町下霞城
※建造物	千本内海家住宅	平成16. 2. 17	新宮町千本
※建造物	うすくち龍野醤油資料館	平成20. 4. 18	龍野町大手

※は、登録文化財

《県指定文化財》

種別	名 称	指定年月日	所 在 地
建造物	旧豊野家住宅（室津民俗館）	昭和63. 3. 25	御津町室津
建造物	堀家住宅	平成23. 3. 18	龍野町日飼
彫刻	銅造阿弥陀三尊立像	平成5. 3. 26	龍野町福の神
彫刻	菅天神像	昭和37. 7. 16	新宮町宮内
彫刻	瓦製狛犬	平成2. 3. 20	新宮町香山
彫刻	木造薬師如来立像・木造釈迦如来立像	平成4. 3. 24	揖保川町大門
歴史資料	播磨国絵図	平成3. 3. 30	新宮町宮内
考古資料	千本出土鬼瓦	昭和44. 3. 25	新宮町千本
有形民俗	ヒガシマル醤油（株）醤油蔵	昭和57. 3. 26	龍野町大手
無形民俗	櫛八幡神社神事獅子舞	昭和44. 3. 25	神岡町沢田
無形民俗	室津小五月祭（棹の歌）	昭和48. 3. 9	御津町室津
史跡	背崎磨崖仏	昭和44. 3. 25	新宮町背崎
史跡	姥塚古墳	昭和51. 3. 23	新宮町馬立
史跡	天神山1号墳	平成5. 3. 26	新宮町宮内
史跡	養久山1号墳	昭和59. 3. 28	揖保川町養久
史跡	奥塚古墳	昭和40. 3. 16	御津町黒崎
天然記念物	松尾神社のシリブカガシ社叢林	平成5. 3. 26	新宮町善定
天然記念物	賀茂神社のソテツ	昭和39. 3. 9	御津町室津

《市指定文化財》

種別	名称	指定年月日	所在地
建造物	郷目付 八瀬家	昭和48. 3. 17	揖西町中垣内
建造物	小林實家住宅土蔵	平成元. 10. 2	龍野町下川原
建造物	松尾神社農村舞台	昭和55. 6. 10	新宮町善定
建造物	中山寺跡の宝篋印塔	平成10. 7. 2	新宮町善定
建造物	中山寺跡の板碑	平成10. 7. 2	新宮町善定
建造物	因念寺山門	平成2. 3. 23	揖保川町野田
建造物	御祖社	昭和59. 2. 28	御津町室津
建造物	拝殿	昭和59. 2. 28	御津町室津
建造物	四脚門	昭和59. 2. 28	御津町室津
建造物	佐藤家住宅	平成6. 3. 31	御津町室津
絵画	涅槃図 狩野永納筆	平成11. 7. 15	龍野町大手
絵画	蘭舟図絵馬	平成19. 3. 27	御津町室津
彫刻	木造十一面觀音立像	昭和51. 3. 25	龍野町中井
彫刻	井上十一面觀音立像	昭和57. 4. 26	誉田町井上
彫刻	銅造鍍金菩薩半跏像	平成3. 4. 1	龍野町上霞城
彫刻	銅造誕生釈迦仏像	平成3. 4. 1	龍野町上霞城
彫刻	小犬丸觀音堂天部像二軀	平成11. 7. 15	揖西町小犬丸
彫刻	十一面觀世音菩薩立像	平成3. 3. 13	揖保川町大門
美術工芸	茶糸威革包二枚胴具足	平成4. 7. 6	龍野町上霞城
美術工芸	縲糸威布袋菖蒲蒔絵仏胴	平成4. 7. 6	龍野町上霞城
美術工芸	伊予札縲糸下散紅威胴丸具足	平成4. 7. 6	龍野町上霞城
古文書	山下家文書	昭和60. 6. 1	揖保川町大門
歴史資料	道標	平成10. 7. 2	新宮町平野
歴史資料	新宮神社の俳額	平成13. 4. 12	新宮町宮内
考古資料	門前遺跡出土弥生式土器一括	昭和51. 3. 25	龍野町上霞城
考古資料	鏡（舶載內行花文鏡）	昭和51. 3. 25	龍野町上霞城
考古資料	鏡（仿製內行花文鏡）	昭和51. 3. 25	龍野町上霞城
考古資料	奥村廃寺塔婆心礎	平成3. 4. 1	龍野町上霞城
考古資料	新宮宮内遺跡出土品	昭和55. 6. 10	新宮町宮内
考古資料	天神山古墳出土品	昭和55. 6. 10	新宮町宮内
考古資料	家氏経塚出土品	平成12. 9. 1	新宮町宮内
考古資料	白山神社の壇仏	平成11. 6. 3	新宮町宮内
考古資料	袋尻浅谷3号墳出土遺物	昭和60. 6. 1	揖保川町黍田
考古資料	家形石棺	平成9. 4. 10	揖保川町半田
考古資料	双龍環頭大刀	平成13. 4. 10	揖保川町黍田
考古資料	舟形石棺（蓋部）	平成3. 9. 13	御津町岩見
有形民俗	手延素麵製造工程図絵	昭和63. 5. 1	龍野町上霞城
有形民俗	おかげ参り絵馬	平成16. 5. 12	揖保川町野田
無形民俗	河内神社の獅子舞	平成8. 7. 1	新宮町牧
史跡	聚遠亭	昭和48. 3. 17	龍野町中霞城
史跡	家老門	昭和48. 3. 17	龍野町上霞城
史跡	狐塚古墳	昭和51. 3. 25	龍野町日山
史跡	中垣内1号墳	昭和51. 3. 25	揖西町中垣内
史跡	依藤塚	平成5. 4. 5	新宮町千本
史跡	梅岳寺の無縫塔	平成7. 5. 1	新宮町宮内
史跡	てんかさん	平成16. 5. 6	新宮町市野保
史跡	はっちょう塚7号墳	平成17. 8. 5	新宮町馬立
史跡	野田焼古窯址	昭和60. 6. 1	揖保川町野田
史跡	金剛山6号墳	平成2. 3. 23	揖保川町金剛山
史跡	馬場前山1号墳	平成2. 3. 23	揖保川町馬場
史跡	馬場前山4号墳	平成2. 3. 23	揖保川町馬場
史跡	黍田12号墳	平成11. 4. 12	揖保川町原
史跡	賀茂神社境内	昭和57. 3. 23	御津町室津
名勝	篠井乃水	昭和60. 10. 8	御津町黒崎
天然記念物	竹原のフジ	昭和51. 3. 25	揖西町竹原
天然記念物	河内神社のイチョウ	昭和55. 6. 10	新宮町牧
天然記念物	河内神社のシラカシ林	平成9. 7. 1	新宮町牧
天然記念物	宇府山神社参道の杉	平成14. 3. 27	新宮町千本
天然記念物	栗栖神社参道の杉	昭和55. 6. 10	新宮町平野
天然記念物	篠首八幡神社のイチョウ	昭和55. 6. 10	新宮町篠首
天然記念物	コヤスノキ	昭和55. 6. 10	新宮町篠首
天然記念物	屏風岩一帯の植物群落	昭和55. 6. 10	新宮町背崎
天然記念物	千本ヒノキ	平成6. 5. 10	新宮町宮内
天然記念物	新宮八幡神社のムクノキとケヤキ	平成6. 5. 10	新宮町新宮

2 芸術文化活動の振興

現状と課題

たつの市総合文化会館赤とんぼ文化ホール・アクアホールでは、市民文化振興の拠点施設として、また、交流の場としての機能を活用するため、多彩な文化事業の展開などの市民の諸文化活動を支援するとともに、市民ニーズに沿った事業や国内外の優れた文化・芸術公演事業を開催し、市民文化の向上に努めています。

また、童謡「赤とんぼ」の作詞者三木露風が本市の出身であることから、「日本童謡まつり」などの童謡を中心とした市民参加型の諸事業を展開し、童謡の普及・振興事業を実施しています。

一方、本市は歴史的にも文化を尊ぶ風土に恵まれ、公民館や文化センターを中心に市民の手で活発な文化活動が行われています。

その他、「美術展」や「文化祭」「音楽祭」「三木清明日の文化賞」「市民俳句大会」などの開催により、市民による文化活動の発表の場を提供しています。

今後は、各地域で実施していく事業の効果的開催を目指し、施設の収容能力や開催時期を始めとして、見直しを図る必要があります。

また、各文化団体と連携し、各地域での特色ある事業の存続や地域住民との協働を推進しています。



日本童謡まつり

基本方針

豊富な文化的資源、歴史文化遺産を活用した文化イベントを市内全域において市民とともに実施し、市民文化と情操のかん養を図ります。

また、市民の幅広いニーズを掘り起こし、どのような事業に関心を持ち、期待しているかの声を基本とした事業展開を図ります。

さらに、文化団体の支援や市民の文化活動を掘り起こし、新たな「たつの文化」の創出と拡大に努め、市民主体の文化振興事業を幅広く醸成します。

施策の展開

(1) 地域文化の継承

「たつの」の文化を継承していくため、文化人の顕彰や広報活動、各種文化団体活動の支援と育成を行い、文化振興事業の充実と広範な展開に努めます。

(2) 文化・芸術公演事業の実施

赤とんぼ文化ホールとアクアホールの事業を一層充実させます。特に「童謡の里づくり」を始め、市民参加型の事業展開を行い、文化の振興と交流の拠点施設として幅広い事業を展開します。

(3) 地域文化の創造

地域の歴史と文化を大切にしながら、新しい文化の創造につなげていく活力ある文化振興諸事業を市内各所で実施し、文化のまち「たつの」を発展させていきます。



赤とんぼ文化ホール



アクアホール

1 スポーツ・レクリエーション環境の整備

現状と課題

市内のスポーツ施設は、多種目にわたって利用頻度が高く、そのため、小・中学校の屋内・屋外施設を開放するなどの利用調整を行ってもなお、不足している状態にあります。

また、ペタンク・グラウンドゴルフ・インディアカ等のニュースポーツが普及する中、各地域の小・中学校の施設を利用して行う「スポーツクラブ21」の活動が活発に行われ、ますます利用調整が必要となっています。

また、本市には正式な競技種目ごとの運動公園はなく、多目的の運動場が多くあります。そのため、1か所に集中する総合運動公園の建設が望まれていますが、適地を求めていくのが現状であり、課題となっています。

さらに、市内のレクリエーション施設では、自然と触れ合う機会を求めて、休日や余暇を活用した利用も多く、継続した整備と充実が求められています。

基本方針

市民の体力の向上や健康づくりの場として、既存施設の適正な維持管理に努め、利用調整を行いながら有効に活用していくとともに、公式試合ができる施設の整備について調査・研究を進めます。

施策の展開

(1) 既存施設の維持管理

既存の施設を適正に維持・管理していくため、定期的に施設等の調査・点検を行い、整備に努めるとともに、管理については、指定管理者制度の導入を視野に入れ、経費節減と市民サービスの向上を目指します。

(2) 運動公園の整備

公式試合が開催可能な運動施設として整備するため、既存施設の拡張や増設等を図ります。

また、全体として総合運動公園として機能させるため、各施設等の連携に努めます。

ー市内のスポーツ施設ー

施設名称	所在地
龍野体育館	龍野町富永
中川原グラウンド・テニスコート	龍野町富永
祇園公園グラウンド	龍野町北龍野
龍野東運動公園	龍野町日飼
千鳥ヶ浜グラウンド	龍野町富永
龍野西運動公園	揖西町北山
揖西ふれあい公園	揖西町小畠
新宮スポーツセンター	新宮町宮内
新宮温水プール	新宮町平野
新宮武道場	新宮町新宮
牧運動公園	新宮町牧
新宮リバーパーク	新宮町北村
揖保川スポーツセンター (愛称:揖保川ときめきセンター)	揖保川町黍田
揖保川グラウンド	揖保川町馬場
黍田グラウンド	揖保川町黍田
きらめきスポーツ公園	揖保川町半田
御津体育館	御津町黒崎
御津運動場	御津町黒崎

※「たつの市体育施設条例」及び「たつの市運動公園条例」に規定された施設を掲載。

2 スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

市民へのスポーツの普及を目的とし、各種スポーツの教室・市民体育大会・各種スポーツ大会の開催や地域でのニュースポーツなどの指導を行っています。

また、体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブ21等スポーツ団体との連携を保ち、スポーツを通して青少年の健全育成や地域づくりにも努めています。

レクリエーション施設では、自然に親しむための「森林ウォッキング」や「ウォーキング」などを開催し、レクリエーション活動を推進しています。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動の普及推進に必要な指導者やリーダーの確保育成に取り組んでいます。

今後も、スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、時代に即した情報の提供に努め、地域スポーツリーダー（指導者）の発掘・育成やスポーツ関係団体との連携を強化するとともに、支援していく必要があります。

一方、のじぎく兵庫国体の開催と併せて本市で行われたデモンストレーションとしてのスポーツについては、今後も普及を図る必要があります。

基本方針

子どもから高齢者まで、すべての市民が体力の向上や健康づくりを目的とし、日常生活の中でスポーツやレクリエーションに親しみ、家族・世代間の交流が図れるように努めます。

また、スポーツ関係団体との連携を強化するとともに、その活動を支援し、スポーツ技術の向上にも努めます。

施策の展開

(1) スポーツ・レクリエーションの普及推進

市民ニーズに適合した各種スポーツ教室や「市民体育大会」「梅と潮の香マラソン大会」などの各種スポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に努めるとともに、地域でのスポーツ指導を推進します。

また、各種スポーツ大会やレクリエーションイベントを開催し、市民交流が図られるよう努めます。

さらに、市の広報誌やホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努めます。

一方、のじぎく兵庫国体のデモンストレーションとして行われたペタンク・バウンドテニス・綱引き・ファミリー・バドミントンについては、その普及を図るため、大会を継続して開催します。

(2) スポーツクラブ21の支援

市内小学校区を対象に設立されたスポーツクラブ21においては、子どもから高齢者までが参加できるスポーツ活動が展開できるよう支援します。

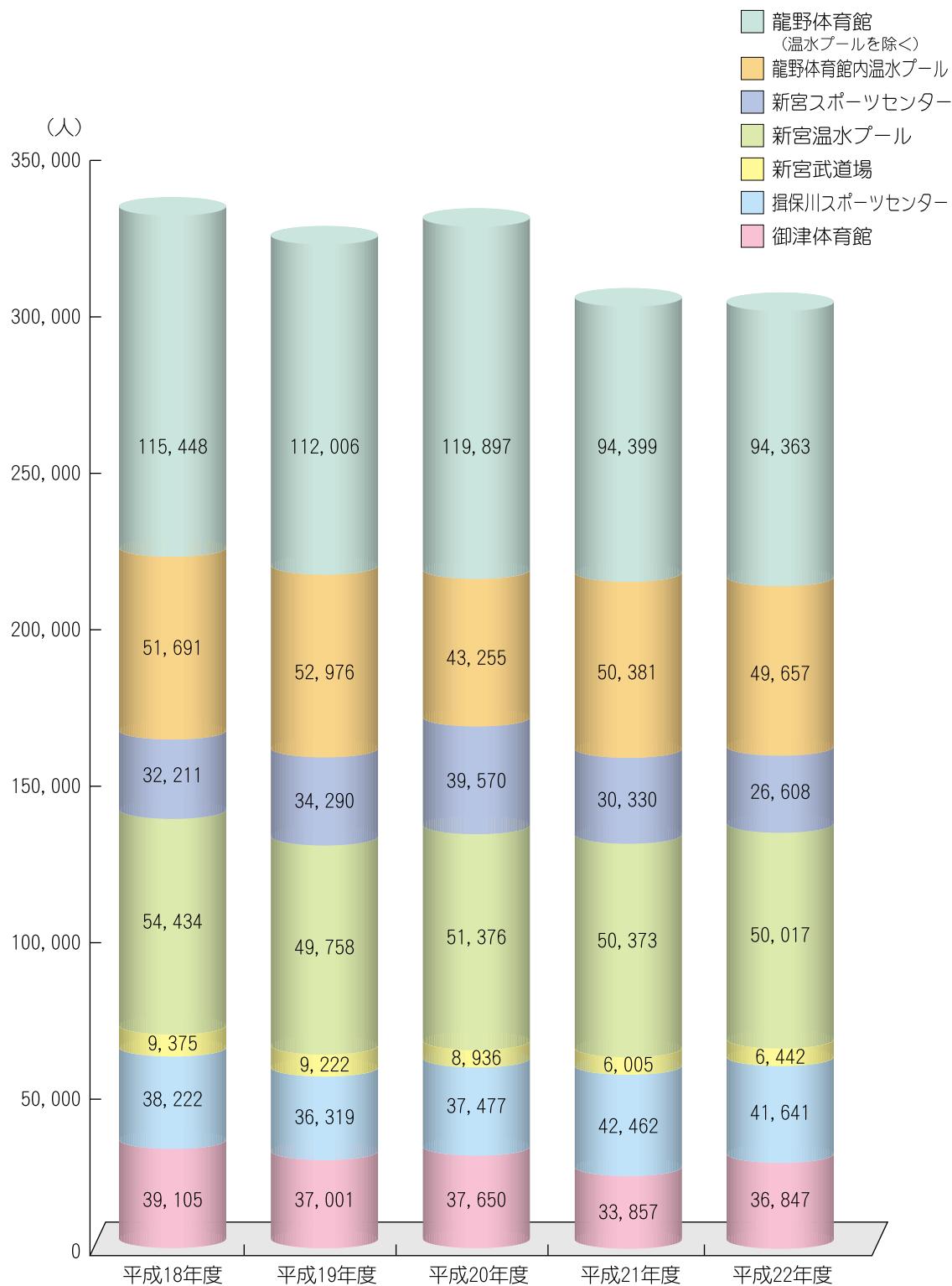
(3) 関係団体との連携

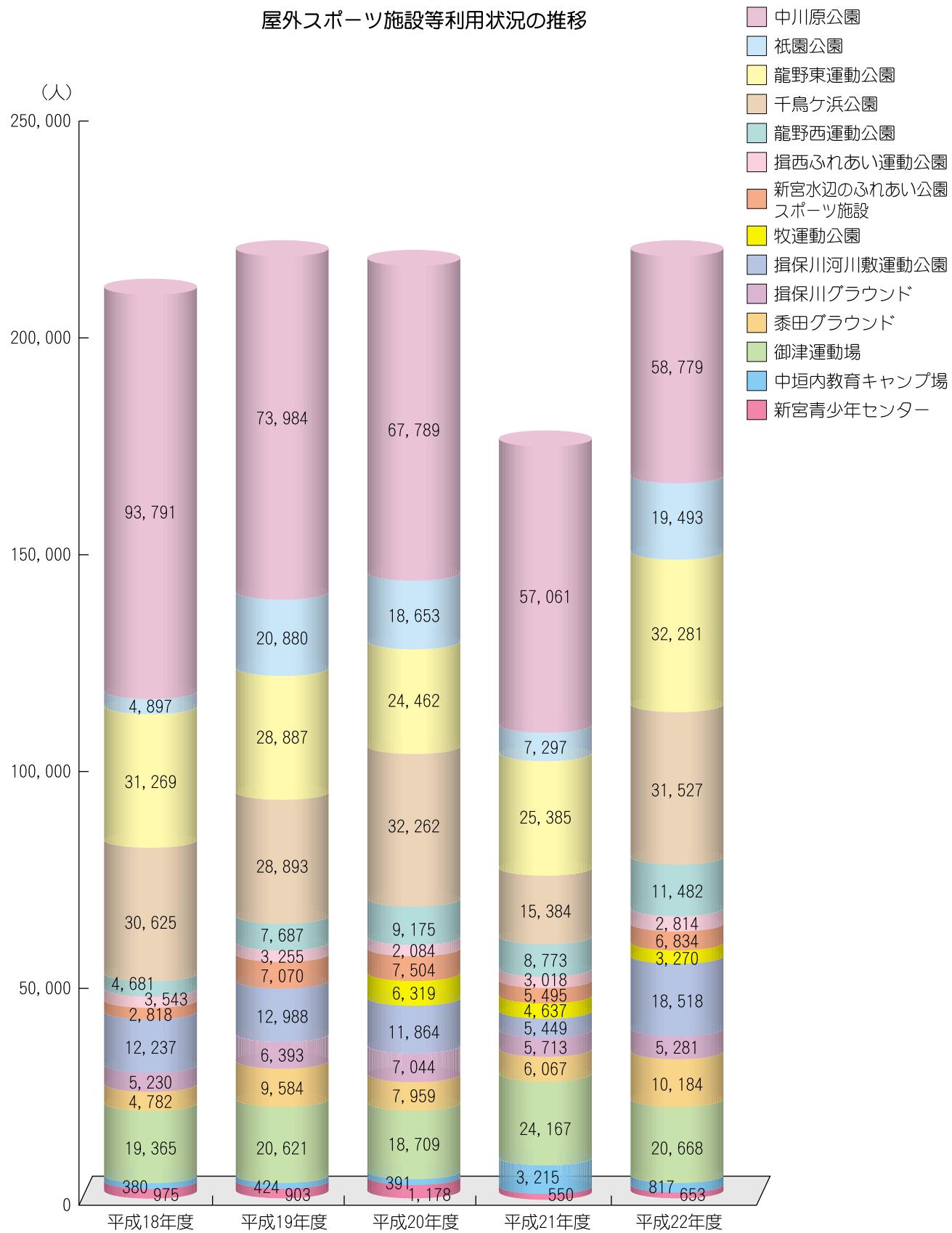
体育協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団等との連携を強化し、各団体の活動を支援し、スポーツを通した交流や競技力の向上、生涯スポーツの振興を目指します。



梅と潮の香マラソン大会

屋内スポーツ施設利用状況の推移





※平成21年度は、祇園公園及び千鳥ヶ浜公園が台風で被災し、利用不可期間有り。